

第 10 期計画の構成(案) ～新旧対照表～

千葉市高齢者保健福祉推進計画 (第 9 期介護保険事業計画)
第 1 章 計画策定にあたって
1 計画策定の趣旨
2 計画の位置づけ
3 関連する計画との関係
4 計画期間
5 介護保険制度改正の主な内容
第 2 章 千葉市の高齢者を取り巻く状況
1 高齢者人口等の推移
2 介護保険事業等の現状
3 各種基礎調査からみた現状
4 第 8 期計画の振り返りと計画の充実に向けて
5 あんしんケアセンター圏域の状況
第 3 章 計画の基本的な考え方
1 千葉市の 2040 年の目指す将来像
2 計画の基本理念・基本目標
(基本理念) みんながいきいきと、健やかに安心して暮らせるまちへ
(基本目標) 高齢者がいきいきと活躍できる社会を創る
～地域共生社会の実現を念頭に、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す～
3 新型コロナウイルス感染症の流行が本市の高齢者福祉に与えた影響と今後の取組方針
4 基本方針
5 施策の体系
第 4 章 施策の展開
基本方針Ⅰ 高齢者が活躍し、生きがいをもって元気でいられる地域づくりを目指して ～健康寿命の延伸～
基本方針Ⅱ 困ったときに支援を届けるための相談体制の充実を目指して
基本方針Ⅲ 支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らし続けられるまちを目指して
基本方針Ⅳ 認知症の人や家族が希望をもって地域の中で暮らし続けられる社会を目指して
基本方針Ⅴ 必要なサービスが必要なときに高齢者や家族に届く安心なサービス提供体制を目指して
基本方針Ⅵ だれもが働きやすい介護現場を目指して
基本方針Ⅶ 適正な介護を提供するために
第 5 章 保険給付費等の見込みと介護保険料
1 被保険者数、要介護認定者数及びサービス利用者数の見込み
2 サービス種類ごとの利用者数及びサービス量の見込み
3 保険給付費及び地域支援事業費の見込み
4 第 1 号被保険者の保険料
第 6 章 計画の推進にあたって
1 市民や地域団体、専門職など様々な主体の参加と連携
2 計画の進行管理と評価
3 計画の弾力的な運用

千葉市高齢者保健福祉推進計画 (第 10 期介護保険事業計画)
第 1 章 計画策定にあたって
1 計画策定の趣旨
2 計画の位置づけ
3 関連する計画との関係
4 計画期間
5 介護保険制度改正の主な内容
第 2 章 千葉市の高齢者を取り巻く状況
1 高齢者人口等の推移
2 介護保険事業等の現状
3 各種基礎調査からみた現状
4 第 9 期計画における取組みと評価及び課題
5 あんしんケアセンター圏域の状況
第 3 章 計画の基本的な考え方
1 千葉市の 2040 年の目指す将来像
2 計画の基本理念・基本目標
(基本理念) みんながいきいきと、健やかに安心して暮らせるまちへ
(基本目標) 高齢者がいきいきと活躍できる社会を創る
～地域共生社会実現のために、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す～
3 新型コロナウイルス感染症の流行が本市の高齢者福祉に与えた影響と今後の取組方針
3 基本方針
4 施策の体系
第 4 章 施策の展開
基本方針Ⅰ 高齢者が活躍し、生きがいをもって元気でいられる地域づくりを目指して ～健康寿命の延伸～
基本方針Ⅱ 困ったときに支援を届けるための相談体制の充実を目指して
基本方針Ⅲ 支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らし続けられるまちを目指して
基本方針Ⅳ 認知症の人や家族が希望をもって地域の中で暮らし続けられる社会を目指して
基本方針Ⅴ 必要なサービスが必要なときに高齢者や家族に届く安心なサービス提供体制を目指して
基本方針Ⅵ だれもが働きやすい介護現場を目指して
基本方針Ⅶ 将来にわたって適正な介護サービス提供を維持するために
第 5 章 保険給付費等の見込みと介護保険料
1 被保険者数、要介護認定者数及びサービス利用者数の見込み
2 サービス種類ごとの利用者数及びサービス量の見込み
3 保険給付費及び地域支援事業費の見込み
4 第 1 号被保険者の保険料
第 6 章 計画の推進にあたって
1 市民や地域団体、専門職など様々な主体の参加と連携
2 計画の進行管理と評価
3 計画の弾力的な運用

【資料 7】
見直し 1 行政区や日常生活圏域別の分析・課題を追記する。(第 2 章)
現計画では、区及びあんしんケアセンター圏域の高齢化の状況等のほか、地域資源を整理して記載したが、取組みやデータの記載に留まり、地域課題の分析まで踏み込んでいないため、区やあんしんケアセンター圏域ごとの課題を分析し、追記する。
見直し 2 コロナの影響と今後の取組方針の記載を削除する。(第 3・4 章)
現計画では、新型コロナウイルス感染症が 5 類へ移行したことを踏まえ、高齢者福祉に与えた影響、支援内容や実績、今後の取組方針を項目立てて総括的に記載したが、現在は、感染症対策が事業の実施に際しての基本的な事項として浸透していることを踏まえ、次期計画では項目立てて個別に記載することはやめ、各基本方針にその内容を反映させる。

【基本方針Ⅰ】
高齢者に対し、フレイルに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、身近な地域において、多様なニーズに応じた魅力ある通いの場を整備することで、自然に健康づくりができる取組みや地域活動へ参加できる環境づくりを進める。これにより、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進し、健康寿命の延伸を目指す。
【基本方針Ⅱ】
複雑化・複合化する地域生活課題に対応するために、相談支援については、分野ごとの専門性の維持・強化を図るとともに、分野や相談内容を問わず包括的に相談を受け止める体制の充実を目指す。
【基本方針Ⅲ】
医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、また、人生の最後まで自分らしく尊厳をもった生活が送れるよう、医療・介護専門職の多職種協働や普及啓発の促進を図るとともに、地域住民による支え合いの地域づくりを推進する。
【基本方針Ⅳ】
認知症施策推進計画としての位置付けを踏まえ、認知症基本法の趣旨に基づき、認知症への正しい理解促進や当事者の社会参加を支援するなど、各種施策を推進する。
【基本方針Ⅴ】
介護保険事業計画の中心をなす部分であり、需要に対応できるサービス提供体制の整備を目指す。
【基本方針Ⅵ】
介護人材確保を重要課題として位置付け、多様な人材確保に加え、介護事業所全体の魅力向上、離職防止、ICT の活用などによる生産性向上、介護人材の資質向上などを旨とする。
【基本方針Ⅶ】
2040 年度を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に向け、認定業務の効率化や保険者機能の強化を図り、制度の持続可能性の確保を目指す。